



福岡医発第 2123 号 (地)
平成 30 年 10 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて (通知)

平成 30 年度生活保護法による出産扶助につきまして、平成 30 年 3 月 26 日付け福岡医発第 3201 号 (地) にてご連絡申し上げていますが、本年 10 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、同月からの出産扶助の基準額について別添のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部長より通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

<変更点>

①生活保護の基準改定に係る取扱い

出産扶助基準額の変更

- ・施設分べんの場合：293,000 円以内 → 295,000 円以内
- ・居宅分べんの場合：262,000 円以内 → 259,000 円以内
- ・特別基準：308,000 円以内 → 305,000 円以内
- ・衛生材料費：5,700 円以内 → 5,800 円以内

②地域加算の対象地域について

「人事院規則で定める地域・当該地域に準じる地域に該当しないが、7 級地とみなす地域」を反映。(篠栗町)

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

30保援第3320号
平成30年10月18日

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)



生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う
出産扶助の取扱いについて

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年10月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正に伴い、同月からの出産扶助の基準額について別紙のとおり送付いたしますので、内容を御確認の上よろしくお取り計らいください。

県医師会にて御承認いただけましたら、お手数ですが御連絡くださるようお願いいたします。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(30. 10. 1)

1 福岡市・春日市・福津市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居宅分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難しいときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,480 円以内 7 日入院の場合 140,560 円以内 8 日入院の場合 160,640 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 68,208 円以内 7 日入院の場合 79,576 円以内 8 日入院の場合 89,944 円以内
(2)衛生材料費	5,800 円以内	5,800 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 (基準+入院料 6 日入院 421,280 円以内 431,280 円以内 +衛生材料費) 7 日入院 441,360 円以内 451,360 円以内 8 日入院 461,440 円以内 471,440 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 369,008 円以内 379,008 円以内 7 日入院 380,376 円以内 390,376 円以内 8 日入院 390,744 円以内 400,744 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 264,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 300,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,800 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7					
	1,332	450	9	25	192	2,008

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	9	151.8	1,136.8	1,036.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(30.10.1)

2 太宰府市・糸島市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町・古賀市・久山町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居宅分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,240 円以内 7 日入院の場合 140,280 円以内 8 日入院の場合 160,320 円以内 (2)衛生材料費 5,800 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,968 円以内 7 日入院の場合 79,296 円以内 8 日入院の場合 89,624 円以内 5,800 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 421,040 円以内 431,040 円以内 7 日入院 441,080 円以内 451,080 円以内 8 日入院 461,120 円以内 471,120 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 368,768 円以内 378,768 円以内 7 日入院 380,096 円以内 390,096 円以内 8 日入院 390,424 円以内 400,424 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 264,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 300,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,800 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7					
	1,332	450	5	25	192	2,004

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	5	151.8	1,132.8	1,032.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(30. 10. 1)

3 北九州市・筑紫野市・糟屋郡宇美町・篠栗町・須恵町・志免町・飯塚市・大野城市・那珂川町で出産した場合について

NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居宅分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,120 円以内 7 日入院の場合 140,140 円以内 8 日入院の場合 160,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,848 円以内 7 日入院の場合 79,156 円以内 8 日入院の場合 89,464 円以内
(2)衛生材料費	5,800 円以内	5,800 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計		
(基準＋入院料 ＋衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 420,920 円以内 430,920 円以内 7 日入院 440,940 円以内 450,940 円以内 8 日入院 460,960 円以内 470,960 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 368,648 円以内 378,648 円以内 7 日入院 379,956 円以内 389,956 円以内 8 日入院 390,264 円以内 400,264 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 264,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 300,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,800 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7 1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	3	151.8	1,130.8	1,030.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(30.10.1)

4 福岡市・北九州市・飯塚市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・福津市・糸島市・筑紫郡那珂川町・糟屋郡宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町以外で出産した場合について

NO. 4

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居宅分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 119,940 円以内 7 日入院の場合 139,930 円以内 8 日入院の場合 159,920 円以内 (2)衛生材料費 5,800 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,668 円以内 7 日入院の場合 78,946 円以内 8 日入院の場合 89,224 円以内 5,800 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 6 日入院 420,740 円以内 7 日入院 440,730 円以内 8 日入院 460,720 円以内 特別基準 6 日入院 430,740 円以内 7 日入院 450,730 円以内 8 日入院 470,720 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 6 日入院 368,468 円以内 7 日入院 379,746 円以内 8 日入院 390,024 円以内 特別基準 6 日入院 378,468 円以内 7 日入院 389,746 円以内 8 日入院 400,024 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 264,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 5,800 円以内 合 計 300,800 円以内 (特別基準 310,800 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,800 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7 1,332	450		25	192	1,999

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15		151.8	1,127.8	1,027.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

(参考)

平成30年10月 生活保護出産扶助の取扱い 変更点について

① 生活保護の基準改定に係る取扱いについて

平成30年10月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正より出産扶助基準が改正されたことに伴い、以下の扶助額を見直しました。

○出産扶助基準額

- ・施設分べんの場合 : 293,000 円以内→295,000 円以内 (+2,000 円)
- ・居宅分べんの場合 : 262,000 円以内→259,000 円以内 (▲3,000 円)
- ・特別基準 : 308,000 円以内→305,000 円以内 (▲3,000 円)
- ・衛生材料費 : 5,700 円以内→ 5,800 円以内 (+ 100 円)

② 地域加算の対象地域について

「人事院規則で定める地域・当該地域に準じる地域に該当しないが、7級地とみなす地域」を反映させました。(篠栗町)

社援発 0904 第 7 号

平成 30 年 9 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の基準」の一部改正について（通知）

今般、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を別添のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

区分	二 義務教育学校の 前期課程 三 特別支援学校の 小学部	二 義務教育学校の 後期課程 三 中等教育学校の 前期課程（保 護の実施機関が 就学を認めた場 合に限る。） 四 特別支援学校 の中学部
基準額（月額）	2,600円	5,000円
（略）	（略）	
学習支援費（年間 上限額）	15,700円以内	58,700円以内

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等 の額（月額）	補修費等住宅維持 費の額（年額）
1級地及び2級地 3級地		（略） （略）	122,000円以内

2 （略）

別表第4・5 （略）

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

--	--

区分	二 義務教育学校の 前期課程 三 特別支援学校の 小学部	二 義務教育学校の 後期課程 三 中等教育学校の 前期課程（保 護の実施機関が 就学を認めた場 合に限る。） 四 特別支援学校 の中学部
基準額（月額）	2,210円	4,290円
（略）	（略）	
学習支援費（月額 ）	2,630円	4,450円

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等 の額（月額）	補修費等住宅維持 費の額（年額）
1級地及び2級地 3級地		（略） （略）	120,000円以内

2 （略）

別表第4・5 （略）

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

--	--

区	分	基	準	額
施設分べんの場合の額		295,000円以内		
居宅分べんの場合の額		259,000円以内		

2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,800円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基	準	額
(略)		(略)		
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	80,000円以内		
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,200円	
		(略)	(略)	
		入学科	(略)	
		入学考	30,000円以内	

区	分	基	準	額
施設分べんの場合の額		293,000円以内		
居宅分べんの場合の額		262,000円以内		

2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,700円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基	準	額
(略)		(略)		
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）	78,000円以内		
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,450円	
		(略)	(略)	
		入学科及び入学考査料	(略)	
		(新設)	(新設)	

社 援 発 0 9 0 4 第 1 号
平 成 3 0 年 9 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

なお、「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」（平成21年7月1日社援発0701第6号当職通知）は、平成30年9月30日付けで廃止する。

7 出産費

- (1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、305,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、305,000円）の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (3) (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

- (1) (略)
- (2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(7) (略)

- (4) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき80,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。
- (5) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、133,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な

7 出産費

- (1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、308,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、308,000円）の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) (略)

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

- (1) (略)
- (2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(7) (略)

- (4) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき78,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。
- (5) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、131,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な

平成30年 4 月 25 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 から別添 7 までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 1 号）（別添 1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 2 号）（別添 2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第 3 号）（別添 3）
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（平成30年 3 月 5 日保医発0305第12号）（別添 4）
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
（平成30年 3 月 26 日保医発0326第 5 号）（別添 5）
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
（平成30年 3 月 30 日保医発0330第 2 号）（別添 6）
- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について（平成30年 3 月 30 日保医発0330第 3 号）（別添 7）

別添1内

別紙1

人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

人事院規則九一四九第2条に規定する地域

級地区分	都 道 府 県	地 域
1 級地	東京都	特別区
2 級地	茨城県	取手市、つくば市
	埼玉県	和光市
	千葉県	袖ヶ浦市、印西市
	東京都	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市
	神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市
	愛知県	刈谷市、豊田市
3 級地	大阪府	大阪市、守口市
	茨城県	守谷市
	埼玉県	さいたま市、志木市
	千葉県	千葉市、成田市
	東京都	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市、豊明市
	大阪府	池田市、高槻市、大東市、門真市
	兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市、朝霞市
	千葉県	船橋市、浦安市
	東京都	立川市
	神奈川県	相模原市、藤沢市
	三重県	鈴鹿市
	京都府	京田辺市
	大阪府	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市
	兵庫県	神戸市
	奈良県	天理市
	宮城県	多賀城市
5 級地	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市
	埼玉県	坂戸市
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市
	東京都	三鷹市、あきる野市
	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市

	愛知県	西尾市、知多市、みよし市
	三重県	四日市市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市
	兵庫県	尼崎市、伊丹市、三田市
	奈良県	奈良市、大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市、春日市、福津市
6 級地	宮城県	仙台市
	茨城県	古河市、ひたちなか市、神栖市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市
	群馬県	高崎市
	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町
	神奈川県	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町
	山梨県	甲府市
	長野県	塩尻市
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市
	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町
	三重県	津市、桑名市、亀山市
	滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
	京都府	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市
	大阪府	岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町
	兵庫県	明石市、赤穂市
	奈良県	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町
	和歌山県	和歌山市、橋本市
	香川県	高松市
	福岡県	太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町
7 級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市
	茨城県	笠間市、鹿嶋市、筑西市

栃木県	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市
群馬県	前橋市、太田市、渋川市
埼玉県	熊谷市
千葉県	木更津市、君津市、八街市
東京都	武蔵村山市
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	金沢市、河北郡内灘町
福井県	福井市
山梨県	南アルプス市
長野県	長野市、松本市、諏訪市、伊那市
岐阜県	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛島村
三重県	名張市、伊賀市
滋賀県	長浜市、東近江市
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市
奈良県	桜井市、宇陀市
岡山県	岡山市
広島県	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町
山口県	周南市
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市
香川県	坂出市
福岡県	北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町
長崎県	長崎市

備考 この表の「地域」欄に掲げる名称は、平成 27 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

人事院規則で定める地域に準じる地域

級地区分	都道府県	地 域
3 級地	東京都	東久留米市
	愛知県	大府市
4 級地	千葉県	習志野市
	東京都	昭島市
	神奈川県	愛川町、清川村
5 級地	茨城県	阿見町、稲敷市、つくばみらい市

	千葉県	八千代市、四街道市
	東京都	小金井市、羽村市、日の出町、檜原村
	神奈川県	座間市、綾瀬市、寒川町、伊勢原市、秦野市、海老名市
	愛知県	東海市、日進市、東郷町
	京都府	八幡市
	大阪府	島本町、摂津市、四條畷市
	兵庫県	川西市、猪名川町
	奈良県	川西町、生駒市、平群町
	広島県	安芸郡府中町
6 級地	宮城県	利府町、七ヶ浜町
	茨城県	東海村、那珂市、大洗町、坂東市、境町、五霞町、常総市、利根町、河内町
	栃木県	さくら市
	群馬県	明和町
	埼玉県	八潮市、吉川市、松伏町、幸手市、宮代町、白岡市、蓮田市、桶川市、川島町、蕨市、新座市、富士見市、三芳町、狭山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町
	千葉県	我孫子市、白井市、鎌ヶ谷市、大網白里市、長柄町、長南町、香取市
	東京都	奥多摩町
	神奈川県	逗子市、大磯町、中井町
	愛知県	蒲郡市、幸田町、知立市、尾張旭市、長久手市、扶桑町、あま市、蟹江町、愛西市
	三重県	東員町、朝日町、川越町、木曽岬町
	滋賀県	湖南市、野洲市
	京都府	精華町、井手町、城陽市、久御山町、長岡京市、南丹市、宇治田原町、和束町、笠置町
	大阪府	松原市、大阪狭山市、高石市、忠岡町、貝塚市、河南町、千早赤阪村、豊能町
	奈良県	御所市、葛城市、斑鳩町、上牧町、広陵町、五條市、三郷町
	和歌山県	かつらぎ町、紀の川市、岩出市
	福岡県	古賀市、久山町
	佐賀県	佐賀市
7 級地	宮城県	村田町
	茨城県	城里町、茨城町、桜川市、石岡市、下妻市、結城市、八千代町、潮来市
	栃木県	日光市、芳賀町、上三川町、壬生町、佐野市、野木町
	群馬県	伊勢崎市、沼田市、東吾妻町、玉村町、吉岡町、榛東村、桐生市、大泉町、千代田町、みどり市、板倉町
	埼玉県	吉見町、嵐山町

千葉県	富里市、山武市、大多喜町、鴨川市
東京都	東大和市、瑞穂町
神奈川県	箱根町
富山県	南砺市
石川県	津幡町
山梨県	甲斐市、昭和町、中央市、市川三郷町、北杜市、早川町、南部町、身延町、富士河口湖町
長野県	上田市、筑北村、大田市、長和町、茅野市、下諏訪町、岡谷市、箕輪町、辰野町、南箕輪村、朝日村、木祖村、木曽町、大鹿村、飯田市
岐阜県	土岐市、八百津町、坂祝町、関市、岐南町、笠松町、羽島市、瑞穂市、高山市、御嵩町
静岡県	小山町、裾野市、長泉町、清水町、函南町、川根本町、島田市、森町、湖西市
愛知県	新城市、東浦町、阿久比町、武豊町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、高浜市
三重県	菰野町、いなべ市
滋賀県	米原市、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町、高島市
京都府	南山城村
兵庫県	加東市、小野市、稲美町、播磨町、高砂市、加西市
奈良県	山添村、吉野町、明日香村、田原本町、曽爾村
岡山県	備前市
広島県	世羅町、安芸高田市、安芸太田町、竹原市、熊野町、呉市
山口県	岩国市
徳島県	小松島市、勝浦町、松茂町、北島町、藍住町
香川県	綾川町
福岡県	須恵町、志免町、飯塚市、大野城市、那珂川町

備考 平成 28 年 3 月 31 日において A218 地域加算の対象地域であったが、同年 4 月 1 日以降人事院規則九一四九第 2 条に規定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域（神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町）については、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り、7 級地とみなす。

この表の「地域」欄に掲げる名称は、平成 27 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市、町又は村の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

保 発 0305 第 1 号

平成 30 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局長 }
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

（公 印 省 略）

平成 30 年度診療報酬改定について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等の関係告示等が別添のとおり公布（一部未定）され、本年 4 月 1 日から適用されることとなった。

これらの改正の趣旨及び概要は、別紙「平成 30 年度診療報酬改定の概要」のとおりであるので、貴管内の関係団体への周知徹底について格段の御配慮をお願いしたく通知する。

(別添)

平成 30 年度診療報酬改定 関係省令・告示一覧表

No.	省令又は告示の名称	公布又は 告示（予定）日	法令番号
1	保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令	3月5日	厚生労働省令第20号
2	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示	3月5日	厚生労働省告示第41号
3	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示	3月5日	厚生労働省告示第42号
4	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第43号
5	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第44号
6	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第45号
7	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第46号
8	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第47号
9	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第48号
10	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第49号
11	厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第50号
12	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	3月5日	厚生労働省告示第51号
13	複数手術に係る費用の特例を定める件	3月20日	(未定)
14	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	3月20日	(未定)
15	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	3月20日	(未定)
16	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件	3月20日	(未定)
17	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件	3月20日	(未定)
18	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	3月26日	(未定)
19	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	3月26日	(未定)
20	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	3月26日	(未定)
21	要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件	3月26日	(未定)